

レギュラトリーサイエンス新技術開発事業

対策のポイント

安全な農畜水産物、食品の安定供給に資するよう、食品安全、動物衛生、植物防疫に関する施策の決定に必要な科学的根拠を得るための試験研究を実施します。

<背景／課題>

- ・安全な農畜水産物、食品を安定的に供給していくためには、科学的根拠に基づき、国際的な取組を参考としつつ、食品安全、動物衛生、植物防疫に関する施策を推進することが必要です。
- ・「食料・農業・農村基本計画」においても、生産から消費に至るフードチェーン全体にわたって食品の安全性を向上させるための技術開発を推進することとされています。

政策目標

食品中の危害要因、動物疾病及び植物病虫害について、現場において実用可能な危害要因の分析手法やリスク低減技術等を開発し、これら危害要因を未然に防止することによって、食品の安全性の向上及び食料の安定供給を図る。

<主な内容>

早急に行政措置を講じる必要がある食品中の危害要因、動物疾病及び植物病虫害について、レギュラトリーサイエンス（科学的知見と規制や行政措置の橋渡しをする科学）に係る試験研究の推進により、現場において活用できる食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術、動物疾病・植物病虫害の検査法やまん延防止技術の開発等を行います。

研究費：1課題当たり3,000万円以内／年

研究実施期間：原則3年以内

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：消費・安全局 消費・安全政策課

(03-3502-5722 (直))]

レギュラトリーサイエンス新技術開発事業

早急に行政措置を講じる必要がある食品中の危害要因、動物疾病及び植物病害虫について、レギュラトリーサイエンスに係る試験研究の推進により、現場で活用可能な分析手法やリスク低減技術等を開発。

【研究費：1課題当たり3千万円以内/年】 【研究実施期間：3年以内】

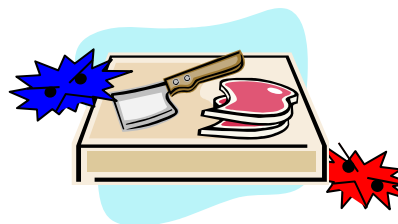
レギュラトリーサイエンスとは、科学的知見と規制や行政措置の橋渡しとなる科学のこと。
研究部門の取組(Regulatory research)と、行政部門の取組(規制措置等)(Regulatory affairs)を包含するもの。

食品中の危害要因のリスク低減技術、植物病害虫の検査法等の新技術を開発

食品安全

課題例

肉用牛農場における腸管出血性大腸菌及びカンピロバクター低減技術の開発 等



動物衛生

課題例

高病原性鳥インフルエンザの野生動物による感染の確認及び消毒方法の開発 等



植物防疫

課題例

ジャガイモシストセンチュウの根絶を目指した防除技術の開発と防除モデルの策定 等



科学的根拠に基づく行政措置(指針作成等)に活用

安全な農畜水産物及び食品の安定供給